



自転車運転中・歩行中の「ながらスマホ」

事故
事例

1 女子高生に5,000万円の慰謝料!

携帯電話を見ながら、夜の道を無灯火の自転車で走行していた女子高生が、歩行していた女性に後ろから衝突。衝突された女性は、転倒時のケガが原因で歩行が困難になったため、その後、仕事を失い生活保護を受けなければ生活できなくなってしまった。裁判で女子高生側は5,000万円の慰謝料が命じられた。

事故
事例

2 スマホと飲料を手に、ながら運転!

スマホを使用しながら、自転車を運転していた女子大学生が、歩行者専用道路で高齢女性と衝突し死亡させた。後の調査で左耳にイヤホンを付けて音楽を聞きながら、左手でスマホを操作し、右手には飲料を持って走行していたことが判明。女子大学生に「重過失致死傷罪」として禁錮2年、執行猶予4年の判決が言い渡された。



事故
事例

3 ホームに転落し、電車にはねられ死亡!

20代の女性がホームから転落し、走行中の電車にはねられ死亡した。女性はスマホの画面を見ながらホームを横切るように歩いていた。耳にはイヤホンもつけており、周りの声も聞こえていなかった。



自転車「ながらスマホ」の罰則

5万円以下の 罰金



自転車は道路交通法で「車両」と定義され、運転中の携帯電話・イヤホンなどの使用は禁止されており、違反者には5万円以下の罰金が科せられます。

また一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った場合、違反者講習(講習料6,000円)の受講が命じられます。

相手にけがを負わせた場合は、**重過失傷害罪**に問われることも!



罰則

5年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金

愛知工科大学の小塚一宏名誉教授の研究から分かる危険性



「ながらスマホ」どうして危険?



自転車でメール操作しているときの視線停留点分布
愛知工科大学 名誉教授 小塚一宏氏提供

通常状態で運転中や歩行中には、人間の視線は前方や左右に無意識に移動して幅広い範囲を確認しています。しかし、スマートフォン操作時(SNS、動画像閲覧、地図アプリ、充電など)には、視線は画面に釘付けとなり、前方や左右の安全確認ができず非常に危険です。

人は同時に二つのことができません!



「歩きスマホ」も大変危険

左右方向の視線移動がまったく無くなるため、横を通り高齢者や体に障害をもつた方、妊婦、小さな子供など、とっさに避けられない人たちにケガをさせる危険性が高くなります。



「歩きスマホ」でも、自らが**被害者**になるだけでなく、**加害者**にもなる可能性が十分にあります。駅のホーム、階段、歩道や横断歩道などの公共の場所では、人身事故につながる恐れが大きいので特に注意が必要です。

©中日ドラゴンズ



愛知県 ながらスマホ

検索 Q

